

回答書に対する御礼

令和4年1月24日

東京都品川区東品川二丁目4番11号
日本航空株式会社
法務部長 山路 啓夫 殿

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松 久 三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

TEL : 011-221-5884 FAX : 011-221-5887

冠省

当法人の貴社に対する質問書（令和3年8月31日付申入書）に対し、令和3年10月14日付で貴社からご送付いただいた回答書を受領しました。懇切なご回答をくださり、誠にありがとうございます。

質問事項1への回答につきましては、貴社旅行積立契約約款（以下「本約款」といいます。）第9条第1項が、顧客からの任意の契約解除を不当に制限する意図ではなく、現金の払戻しを自由とすると、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条で禁止される預り金と同様の性質を帯びるため、このような商品設計は認められないことを理解いたしました。また、民法第541条及び民法第542条第1項第1号の解除要件につきご考慮いただき、関連する条項について適切な文言に修正することをご検討いただけるとのこと、ありがとうございます。

質問事項2への回答につきましては、本約款第10条の該当箇所を現行法に基づき利率に修正することをご検討いただけるとのこと、ありがとうございます。

質問事項3への回答について、顧客が旅行券積立契約開始時や月々の積立の際にマイレージ等のサービスや特典を得ており、それらについて原状回復をすることが煩雑であり、顧客が不利益を被る恐れを回避できることから合理的である旨、理解いたしました。一方、本約款第10条第1項では、本約款第9条第1項による解除の効果として現金での払戻しを認めておりますので、契約解除の際に「出資法や銀行法等との関係から原則金銭による払戻を禁止している趣旨」は問題にならないものと考えられます。本来、契約の解除により生じる原状回復義務の内容は、貴社については購入者が既に支払った割賦金の返還義務であり、購入者については以後の割賦金支払債務の消滅です。顧客が「原状回復を行うことの煩雑さや不利益を回避」するか、または当初の契約意思のとおり旅行券による払戻しを望むかは、顧客自身が選択できることが消費者契約法の趣旨に適うのではないかとの印象を受けております。

今回、当法人は、本約款等に関する申入れを行うことはせず、本件に関するやり取りは本書をもって一旦終了とさせていただきますが、今後消費者からの情報提供等の状況次第では、改めて貴社に対する申入れをさせていただくこともありますのでご留意ください。

なお、これまでやり取りさせていただいた質問書及び貴社の回答書につきましては、当法人のウェブサイト上ですでに公表しておりますが、本書面につきましても同様に公表させていただきますことを申し添えいたします。

草々